自主避難者への住宅支援打ち切り撤回と新たな住宅保障策を求める要望書

２０１６年３月９日

内閣総理大臣 安倍　晋三　様

復興大臣　　 髙木　毅　　様

環境大臣　　　 丸川　珠代　様

原子力規制委員会委員長 田中　俊一　様

「避難の権利」を求める全国避難者の会

連絡先：〒004-0062　厚別西二条郵便局留

電　話：080-1678-5562

私たち「避難の権利」を求める全国避難者の会は、原発事故により自らの生活の場が長期にわたる放射能汚染を被った私たちには避難の権利があり、その実質的な保障を求め確立していくため、昨年10月29日に発足しました。

東京電力福島原発事故が起こってからの5年、政府は避難を福島だけの問題にし、復興の問題にすり替えて、私たち避難者の権利をないがしろにしてきたといわざるを得ません。避難指示解除・賠償打ち切り・帰還政策を進め、“避難者ゼロ”へ向け猛進していると私たちの目には映ります。

そして今回、災害救助法に基づく応急仮設住宅・みなし仮設住宅の無償供与、いわゆる自主避難者への唯一の支援であった住宅支援の打ち切りを、福島県の要請中止の形で強行しようとしています。経済的に困窮している避難者をターゲットにして、実質的な帰還の強要にもつながる今回の方針に、私たちは断固として反対します。

汚染地に居住する者は、避難するかまたは留まるかの自己決定を保障されるべきであり、それは決して被曝か貧困かの選択を強いるものであってはなりません。「被曝なき居住」「貧困なき避難」は、私たちの生きる権利であり基本的な人権です。

　私たちは日本政府に対し、以下の3つを要望します。

要望項目

1. 福島県による現行の住宅支援打ち切り方針を撤回するよう、国として働きかけること **（内閣府防災担当）**
2. 改めて、国の責任による避難者住宅保障策を、原発事故子ども・被災者支援法等に基づき実施すること**（復興庁）**
3. 少なくとも、年間1ミリシーベルト以上の被曝の可能性のある地域の住民には、避難を権利として認め、医療・保養等の必要な具体的保障施策を行うこと**（内閣府支援チーム←経産省控室）**